

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成27年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1	震災対策編	22	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進 4 密集市街地に係る整備の検討	「4 密集市街地に係る整備の検討」は、この節の他のすべての項目が「～の整備」となっていることと平仄を合わせて「密集市街地の整備」とすべきだと思います。本文を読んでも「検討する」とは書かれていません。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 4 密集市街地に係る整備 (略)
2	震災対策編	24	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等災害予防計画 3 落下物、ブロック塀の倒壊防止対策	「3 落下物、ブロック塀の倒壊防止対策」の「対策」は、小タイトルのネーミングの統一の観点から削除した方がいいと思います。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 3 落下物、ブロック塀の転倒防止 (略)
3	震災対策編	25	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画	この節は、市、施設管理者を主語として主体的・能動的に実施する内容ばかりなので、1から12までの小タイトルに「促進」を付けるべきではないと思います。促進とは「促して進めること」であり、客体的な表現であって、自らのことには通常使いません。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 1 道路・橋りょうの整備 2 河川の改修 3 海岸保全施設の整備 4 港湾施設の整備と輸送機能の確保 5 漁港施設の整備 6 上水道施設の整備 7 下水道施設の整備 8 公共交通機関の整備 9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備 10 電力施設の整備 11 ガス施設の整備 12 廃棄物処理施設の整備
4	震災対策編	26	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画 1 道路・橋りょうの整備促進	上から6行目、「災害防除事業の推進に努めます」は、「災害防除事業を推進します」とすべきだと思います。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 1 道路・橋りょうの整備(建設部) (1)～(3) (略) (4) 孤立集落の安全確保 孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業を推進します。

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
5	震災対策編	26	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 公共施設・ライフライン施設 災害予防計画 3 海岸保全施設の整備促進	「3 海岸保全施設の整備促進」だけ、文末が「施設管理者に要望し、～の整備促進に努めます」という表現ですが、他と同様に責任を持って整備する主体を主語に据えた文章とすべきだと思います。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 3 海岸保全施設の整備(建設部) 海岸保全施設は、昭和34年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。このため、施設管理者は、南海トラフを震源とする大規模地震等を想定し、耐震性の向上対策、津波や液状化対策等による安全性の確保について海岸保全施設の整備を推進します。
6	震災対策編	28	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 公共施設・ライフライン施設 災害予防計画 9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進	「9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進」において、「整備」の中身として「耐震改修等」だけを書いています。施設の安全性を確保するためには、建替えという手段もあるし、非構造部材の落下防止策や家具等の固定などもあるので、耐震改修等を例として示すにしても、「～等により、施設の安全性を確保します」という表現に改めるべきだと思います。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備(各施設管理者) 避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、優先かつ計画的に、耐震改修等により施設の安全性を確保します。
7	震災対策編	30	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第4節 火災予防計画 2 民間防火防災組織の育成	「2 民間防火防災組織の育成」の最後の行は「減災体制」ではなく「防災体制」の方がふさわしいのではないのでしょうか。	民間防火防災組織について、その役割は被害を発生させないための「防災」対策ではなく、発災時に被害を最小限に抑えるための「減災」対策にあるため、現行のとおりとします。
8	震災対策編	31	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 危険物等災害予防計画 1 施設管理者への指導・啓発の促進	1のタイトル中、「の促進」は不要だと思います。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 1 施設管理者への指導・啓発(略)
9	震災対策編	32	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 危険物等災害予防計画 3 近隣の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制	3のタイトルは「情報収集体制」で終わらせず、「の整備」を付け加えた方がいいと思います。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 3 緊県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制の整備(略)
10	震災対策編	33	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 地盤災害等予防計画 2 治山事業の促進	「促進」ではなく「推進」がふさわしいと思います。2の本文の最後の行、「治山事業の促進を図ります」は「治山事業を計画的に推進します」とすべきではないのでしょうか。	治山事業については、三重県が実施主体であるため、現行のとおりとします。

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
11	震災対策編	33	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 地盤災害等予防計画 3 砂防事業等の促進	「促進」ではなく「推進」がふさわしいと思います。	砂防事業については、三重県が実施主体であるため、現行のとおりとします。
12	震災対策編	34	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 地盤災害等予防計画 5 液状化対策	5の「液状化対策」は、「の推進」を追加すべきだと思います。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 5 液状化危険度の周知・啓発
13	震災対策編	34	第2編 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 地盤災害等予防計画 6 ため池改修事業等の促進	6は、タイトルが「ため池改修事業等の促進」ですが、本文に同事業が出てこないのはおかしいと思います。	本文内容が「ため池改修事業等」の内容を説明したものであるため、現行のとおりとします。
14	震災対策編	35	第2編 第2章 地域防災力の育成 第1節 防災意識・防災知識の普及 1 防災教育の実施	1のタイトルは冒頭に「防災啓発、」を付け加えるべきだと思います。市民に対しては教育ではなく啓発だと思うので。	ご意見のとおり、下記のとおり修正します。 1 防災啓発、防災教育の実施 (略)
15	震災対策編	37	第2編 第2章 地域防災力の育成 第1節 防災意識・防災知識の普及 4 危険物を有する施設などにおける防災研修	ここで書かれた諸施設の防災安全性を高めるイメージを明確にするため、「支援、協力、情報提供等により防災研修の実施を促進します」と修正してはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関して、情報提供等による支援を行い、 <u>防災研修の実施を促進します。</u>
16	震災対策編	38	第2編 第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施	第2節の防災訓練の実施に関しては、「市民が訓練に参加しやすくなるよう、情報提供、案内誘導、呼び掛けに務める」旨の記述を追加すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 2 防災訓練の実施 (1) 現場訓練実施にあたっての留意事項 ア、イ (略) ウ <u>訓練を開催するにあたっては、広報紙やホームページ等により幅広く広報を行い、市民の参加促進に努めます。</u> エ 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加の下、実施します。

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
17	震災対策編	43	第2編 第2章 地域防災力の育成 第5節 消防団による地域防災体制の整備 2 教育訓練の実施	「2 教育訓練の実施」の文章の最後は「を促進します」ではなく「に務めます」とすべきだと思います。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 2 教育訓練の実施(消防本部) 消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導に努めます。
18	震災対策編	47	第2編 第2章 地域防災力の育成 第7節 災害時における要配慮者への対策 1 福祉のまちづくりの推進	1の(3)ですが、「だれもが安心して暮らしやすいまちづくり」、「公共施設のユニバーサルデザイン化」という目的や成果と、「避難路の整備」「避難地の整備」「防災標識の設置」等という手段とが、著しくアンバランスでマッチしていないと思います。例えば、この文脈では、避難のための限定された施設の福祉仕様にしかつながらず、「公共施設のユニバーサルデザイン化」という壮大なテーマにはつながらないと思うのです。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 1 福祉のまちづくりの推進 (1)、(2) (略) (3) (削除)路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれも見やすい防災標識の設置等、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を進めます。
19	震災対策編	48	第2編 第2章 地域防災力の育成 第7節 災害時における要配慮者への対策 2 在宅の避難行動要支援者への支援	12行目の「避難行動要支援者対策」とp.49の「避難行動支援全体計画」は違いが不明瞭であり、整理すべきだと思います。	48ページ12行目の「避難行動要支援者対策」は「避難行動要支援者」に訂正します。 なお、「避難行動要支援者対策」とは、全体計画等の策定を含めた全ての対策を指し、「全体計画」とは、地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組に活用できるよう具体的な内容をまとめたものを指します。 また、ご指摘いただいたように、両者の違いを明確にするため、49ページの記載を下記のとおり修正します。 2 在宅の避難行動要支援者への支援(健康福祉部、危機管理部、市民部) (1)、(2) (略) (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 ア～カ 略 キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画 (削除) (ア) 全体計画 市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域における共助による避難支援体制づくりの促進のため、地域における具体的な取組むべき内容をまとめた全体計画を、地域防災計画の下位計画として定めます。 (削除) (イ) 略
20	震災対策編	49	第2編 第2章 地域防災力の育成 第7節 災害時における要配慮者への対策 2 在宅の避難行動要支援者への支援	オの「立ち退き」は用語が不適当であり、「(現場からの)移動」等の表現に差し替えた方がいいと思います。	災害対策基本法第60条の規定に基づき、避難のための「立ち退き」という表現を用いているため、現行のとおりとします。

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
21	震災対策編	49	第2編 第2章 地域防災力の育成 第7節 災害時における要配慮者への対策 2 在宅の避難行動要支援者への支援	キの(イ)で、個別計画として避難行動要支援者が自ら自分の避難計画を作成することになっていますが、それは現実的に到底無理であり、計画としての妥当性に欠けると思います。また、災害の種類、規模、タイミング、周辺の状況などが千差万別であるのに、どんなケースにもぴったり有効な避難計画なんて存在しないですから、現実味に欠ける計画内容だと思います。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 (イ) 個別計画 全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行います。 なお、個別計画の作成にあたっては、避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。 また、「現実味に欠ける計画内容」とのご意見ですが、災害時を想定した避難のための個別計画を事前に作成しておくことは、発災時に大変役立つことであり、更に、助ける側と助けられる側の顔の見える関係づくりにもなることから、十分に意義のある取組であります。
22	震災対策編	51	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 避難開始の時期	第1節は表題が「避難開始の時期」ですが、内容と対応していません。	市が避難勧告等を発令する基準及び発令の必要があると判断する基準を明確にすることによって、市民が避難行動を開始する時期を表したものになるため、現行のとおりとします。
23	震災対策編	51	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 避難開始の時期	枠内の文章ですが、「発生したときに」の次の読点は削除すべきです。でなければ、「発生したときに」→「基準づくりを進めます」という文意になってしまいます。また、「基準づくり」とp.55の「(避難開始の)基準づくり」の関係・違いが不明瞭です。	51ページでいう「基準づくり」は市が行う基準づくりを指し、55ページでいう「基準づくり」は住民自らが自主的な避難のために行う基準づくりを指します。 ご意見を踏まえ、「発生したときに、」の「、」を削除し、両者の違いを明確にするため、51ページ枠内の文章を下記のとおり修正します。 ○ 市は、南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに住民等が安全に避難できるよう基準づくりを進めます。
24	震災対策編	51	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 避難開始の時期 1 避難開始の基準の設定	表のタイトル「三種類の避難勧告等一覧」は、内容にマッチしていません。	本表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府 平成17年3月策定)から引用しているため、現行のとおりとします。
25	震災対策編	53	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第2節 避難を可能にする情報提供の充実	第2節のタイトル「避難を可能にする～」は日本表現として適切ではなく、例えば「避難の判断根拠となる～」などに改めるべきだと思います。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 第2節 <u>避難を促すための情報提供の充実</u> (略)
26	震災対策編	56	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第4節 避難計画の策定	この節で書かれている「地域住民による避難計画作成」について、目標値(いつまでに何件作成される)と、実績値(平成26年度末時点で既に何件作成されている)を明示した方がいいと思います。	本市の地域防災計画は、その性質上、災害に係わる事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画となっており、定量的な目標の設定や実績値を明記していません。 今後の参考とさせていただきます。

No.	冊子	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
27	震災対策編	58	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備	第5節はタイトルが「避難体制の整備」ですが、内容は避難場所の整備及び住民への周知であり、一致していません。	本節においては、避難場所の整備のほか、職員の配備や食料等の備蓄、自治会等との連携などについても記述しており、それらを総じて「体制」という表現を用いているため、現行のとおりとします。
28	震災対策編	62	第2編 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第6節 防災拠点の整備	「自主防災拠点の整備」「地区防災拠点の整備」「地域防災拠点の整備」について書かれていますが、目標値(いつまでに何箇所整備される)と、実績値(平成26年度末時点で既に何箇所整備済み)を明示した方がいいと思います。	本市の地域防災計画は、その性質上、災害に係わる事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画となっており、定量的な目標の設定や実績値を明記していません。 今後の参考とさせていただきます。